

人権理事会決議 29/10  
ハンセン病患者・回復者及びその家族に対する差別撤廃決議

人権理事会は、

国連憲章の目的、原則及び規定に導かれ、

世界人権宣言にも導かれ、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約、市民的及び政治的権利に関する国際規約、障害者の権利に関する条約、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約及び児童の権利に関する条約を含む国際人権関連文書を想起し、

人権理事会の制度構築に関する 2007 年 6 月 18 日の人権理決議 5/1 を想起し、

2008 年 6 月 18 日の人権理決議 8/13、2009 年 10 月 1 日の人権理決議 12/7、2010 年 9 月 30 日の人権理決議 15/10 及び 2010 年 12 月 21 日の国連総会決議 65/215 をも想起し、

すべての人権及び基本的自由が普遍的であり、不可分かつ相互に依存し相互に関連し合っていることをさらに想起し、

ハンセン病は治療可能であること、また、ハンセン病患者・回復者の人権が、障害を予防可能な早期治療によって、一層保護され得ることを想起し、

世界の様々な地域において、ハンセン病患者・回復者及びその家族は、社会の一員としての参加に対する障壁及び人権侵害に直面し続けており、また、これらの課題に取り組むにはより一層の注意が必要とされることを意識し続けていることを深く憂慮し、

女性や児童を含むハンセン病患者・回復者及びその家族は、尊厳を持って扱われるべきであり、また、慣習国際法、関連条約、国内慣習法や法律によってあらゆる人権及び基本的自由が与えられていることを再確認し、

ハンセン病患者・回復者及びその家族は、世界中でハンセン病に対する誤った情報や誤解から生じる複合的な形態の偏見や差別に依然として直面していることを認識し、

ハンセン病患者・回復者及びその家族に対するあらゆる形態の差別に取り組むことに特別な配慮が必要とされることも認識し、

世界中でハンセン病患者・回復者及びその家族に対するあらゆる形態の偏見及び差別を撤廃する努力を強化する必要性に留意し、

人権理決議 15/10 及び国連総会決議 65/215 において、「ハンセン病患者・回復者及びその家族に対する差別を撤廃するための原則及びガイドライン」に十分な考慮を払うことを慫慂された各国政府、関連国連機関、専門機関、基金・プログラム、その他の政府間機関及び国内人権機関が、2010 年に人権理事会諮問委員会から提出された「原則及びガイドライン」を実施することの重要性を強調し、

1. 人権理事会諮問委員会に対し、既存資源の範囲内で、「ハンセン病患者・回復者及びその家族に対する差別を撤廃するための原則及びガイドライン」の実施を見直す調査を同「原則及びガイドライン」の実施に伴う障害も踏まえつつ取りかかり、ハンセン病関連の差別や社会的烙印を取り除き、ハンセン病患者・回復者及びその家族の人権を促進、保護及び尊重するため、同「原則及びガイドライン」のより広範な普及及びより効果的な実施に向けた現実的な提案を含む報告書を第35回人権理事会に提出することを要請する。
2. 人権理事会諮問委員会に対し、上述の報告書作成にあたっては、締約国、世界保健機関を含む関連する国際・地域機関、国連人権高等弁務官事務所及び関連の特別手続き、国内人権機関、NGOの意見並びに関連国連機関、専門機関、基金・プログラムによりマンデートの範囲内でのこの問題への取り組みを適宜考慮に入れることを慫慂する。
3. 各国政府、関連国連機関、専門機関、基金・プログラム、その他の政府間機関及び国内人権機関及びNGOに対し、人権理事会諮問委員会の調査に協力することを要請する。
4. 本件については審議を継続していく。